

議事日程第5号

令和4年9月22日(木)

第1 継続審査事件の承認

第2 議案上程(議案第57号から第66号まで並びに請願第1号及び第4号)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別、決算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1及び第2は議事日程に同じ

第3 議案上程(議案第67号及び第68号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議員派遣の件

出席議員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原 広二	副市長	佐藤 博
教育長	鈴木 雅彦	監査委員	鈴木 誠
理事	佐藤 透	総務企画部長	八端 隆公
市民福祉部長	伊藤 徹	観光文化スポーツ部長	佐藤 雅博
産業建設部長	田村 力	企業局長	佐藤 孝悦
企画政策課長	杉本 一也	総務課長	湊 智志
財政課長	鈴木 健	税務課長	佐藤 静代
福祉課長	高桑 淳	生活環境課長	佐藤 淳
観光課長	長谷部 達也	農林水産課長	鎌田 重美
病院事務局長	三浦 大成	会計管理者	平塚 敦子
教育総務課長	村井 千鶴子	学校教育課長	笹 洵美穂
農委事務局長	船木 聖徳	監査事務局長	目黒 一人
企業局管理課長	畠山 隆之	ガス上下水道課長	三浦 昇
選管事務局長	(総務課長併任)		

午後 2時15分 開 議

○議長（小松穂積） これより本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 継続審査事件の承認

○議長（小松穂積） 日程第1、継続審査事件の承認を議題といたします。

請願第3号出張所（窓口業務）の統廃合及び業務再編の再考を求める請願書は、総務委員長から、会議規則第110条の規定により、なお審査を要するため、審査が終了するまで、閉会中の継続審査にいたしたいとの申出があります。

本件については、総務委員長からの申出のとおり、審査が終了するまで、閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、請願第3号については、総務委員長からの申出のとおり、審査が終了するまで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第2 議案第57号から第66号まで並びに請願第1号及び第4号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第2、議案第57号から第66号まで並びに請願第1号及び第4号を一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。9番畠山富勝委員長

【総務委員長 畠山富勝 登壇】

○総務委員長（畠山富勝） 総務委員会に付託になりました議案第62号及び請願第4号並びに6月定例会において継続審査としておりました請願第1号について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第62号男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

についてであります。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正において、働きながら育児や介護がしやすい環境をさらに進めるため、人事院の意見の申出等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて法改正を行う措置に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第1号人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり事業協同組合の男鹿市内への早期設立の推進及び若者の安定雇用の場の創出に係る請願についてであります。

本請願は、本市の人口減少対策として地域内外の若者等を呼び込み、安定雇用を創出するため、人口急減地域における地域の維持と経済の活性化を図るべく、地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせ、協同して職員を通年雇用し、それぞれの地域事業者に派遣するための「特定地域づくり事業協同組合」を市内に早期設置していただきたいというものであります。

本請願について、第1点として、6月定例会の当委員会で、事業協同組合を設立する際に必要な4人以上の発起人の確保が困難ではないか。また、組合員の派遣先となる受け皿が乏しいのではないかと意見が多かったため、継続審査とした経緯がある。

第1点として、市内の観光宿泊業と農業関係等の閑散期が重複するため、労働需要に時期的な偏りが生じる懸念があり、本市の実情になじまないのではないかと。

第2点として、労働需要について、年間を通じて需要がある介護・福祉事業者が参入すれば、その解消が見込まれるのではないかと。

第3点として、地域事業者への制度の趣旨及び目的の理解を求めるとともに、協同組合運営に係る人材と資産の確保や公費支援など様々な課題もあるが、地域事業者がこの制度を活用したいと申し出た場合、速やかに設立できる体制を整備することが行政及び議会の役割であるとの意見がありました。

以上の審査経過により、本請願書については、起立採決の結果、起立多数により願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

次に、請願第4号地域おこし協力隊の積極的かつ大量の受け入れによる移住・定住人口の拡大と地域再生の取組のさらなる推進に係る請願についてであります。

本請願は、本市の人口減少対策として、地域おこし協力隊の積極的活用、協力隊員の大量受入れ、任期終了後の定住・定着化及び協力隊員を活用した地域再生に向けた取組を推進することを求めるものであります。

本請願について、第1点として、地域おこし協力隊を積極的に活用するためには、協力隊員から男鹿を好きになってもらうことが重要である。隊員は自由闊達に行動することで、四季を通して感じる男鹿の農林漁業、観光業、また、移住の取組など、新たな視点で男鹿の魅力を発信することが期待できるのではないか。これらの取組が任期終了後の定住につながる。

第2点として、大量の地域おこし協力隊を受け入れている自治体の実績を研究・分析することで、男鹿市への大量受入れも可能になるのではないか。

第3点として、大量の地域おこし協力隊を受け入れることで、小さなコミュニティができる。地域おこし協力隊も1人、2人で行動するより共感する部分も多く、団結力が生まれることで地域が活発化する起爆剤となる。特別交付税の財政措置制度を有効に活用し、隊員の受入れ数を増やすことに賛同するとの意見がありました。

また、これまでの地域おこし協力隊の任期終了後の定住実績が思わしくないことから、地域おこし協力隊の活用以外にも、地元の若年層の定住促進の施策をより強固に取り組むべきではないかとの意見もありました。

以上の審査経過により、本請願書については、起立採決の結果、起立多数により願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。10番進藤優子委員長

【教育厚生委員長 進藤優子 登壇】

○教育厚生委員長（進藤優子） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第64号男鹿市立保育園の指定管理期間の変更についてであります。

本議案は、指定管理期間を1年間延長するため、指定管理期間を変更するもので、当局から、市立保育園の管理運営については、令和6年度より、現在7園あるうちの

4園が統合すること、さらに旧若美幼稚園に小規模保育事業所及び保育送迎ステーションを開設することなど大幅な変更が予定されており、令和5年度は現在の指定管理者に継続して管理運営させることが効率的であるとの説明がありました。

本案について、委員より、指定管理期間を延長することに対する考え方について質疑があり、当局から、船越地区に整備予定の新児童福祉施設は、現在実施設計の最中であり、現段階では令和6年度以降に係る運営経費の積算等が困難である。また、現指定管理者である社会福祉法人男鹿保育会は、利用者満足度調査の結果が良好であり、運営に際する課題等に対し努力や工夫がみられるなど、運営団体として適当であると判断される。業務の範囲や内容の大幅変更を控え、検討を重ねてきたところであるが、指定管理期間を1年間延長し同団体に管理を委ねることが効率的であるとの判断に至ったとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3番鈴木元章委員長

【産業建設委員長 鈴木元章 登壇】

○産業建設委員長（鈴木元章） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第63号男鹿市ガス供給条例及び男鹿市加茂地区ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、ガス原料価格の高騰等を踏まえ、経営のリスク要因となる原料費調整額の上限を廃止することにより、将来的に安定的な事業運営を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、一般家庭への負担など利用者に影響額を分かりやすく周知するための方法について質疑があり、当局から、原料費の増減によって価格が変動するため、例えば具体的に11月から50円程度上がるといった形で例示して案内することは難しいと考えている。このことから、今後、原料費の調整によっては負担いただくこともあるため、理解いただきたいという形で広報に掲載する予定である。

また、原料高騰は企業局の経営努力が及ばないところであるため、やむを得ない事情で条例の上限を廃止させていただきたいということも、併せて案内をさせていただく。

具体的な改正部分については、10月の検針時に、既に上限規定を廃止した他自治体を参考にチラシを作成、各家庭に配布する形で説明させていただきたいとの答弁がありました。

第2点として、委員より、新型コロナや物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減を図るため、市長の政治決断により、負担額分を政策経費として一般会計から繰り出しする考えについて質疑があり、当局から、全市民が都市ガスを使用していれば、そのような方法を考えていただける余地もあるが、オール電化やプロパンなど他燃料の方もいる。そうした場合、市として都市ガスだけに補填するのは不公平でないかとの議論が出てくるのではないかと考えているとの答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。4番安田健次郎委員長
【予算特別委員長 安田健次郎 登壇】

○予算特別委員長（安田健次郎） 予算特別委員会に付託されました議案第65号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）及び議案第66号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、去る8日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ、御報告申し上げます。

第1点として、肥料価格高騰緊急支援事業費交付金についてです。

一つとして、値上がりの2割相当分を支給するとしている、その基とした基準と積算内容について。

二つとして、今回の対策に係る補正予算は多額で、しかも一般財源での措置であり、農家サイドから大きな評価が得られる施策の一つと思われるが、JAと一緒に支

援をしていく働き掛けや、その考えの有無について。

第2点として、マイナンバーカード出張申請受付業務に係る契約の透明性のある手続による実施について。また、現在のカード申請状況及び施設入所者に係る申請状況について。

第3点として、新型コロナウイルスワクチン接種業務の本市での今後の接種予定スケジュールと、また、手洗い・うがい・消毒などの基本的対策徹底の更なる周知について。

第4点として、農業ビジョン策定に係る策定委員会委員の数や人員の構成などの審議体制について。

第5点として、民有林再造林の譲与税などの財源を活用した、市独自のかさ上げ助成の考えについて。

第6点として、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成事業として、冬場にかけて必要となる灯油等の燃料関連商品も増えるが、この燃料等に対する市の今後の補助の考えについて。

第7点として、低所得者対策においては住民税非課税世帯等を対象とするが、多数の未申告者がいる状況であり、公平性を担保するためにも、限りなくゼロとしていく取組について。

第8点として、国から処遇改善が示された介護職、保育士、幼稚園教諭、看護師の2月以降の賃金改善状況について。

第9点として、プレミアム付商品券の事業方針として、市民の生活支援でなく事業者支援として行った中で商工会加入者を対象として実施したが、商工会未加入事業者の状況と事業者救済の考え方についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったものであります。

本委員会においては、なお、詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査したものであります。

各分科会とも、全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

なお、各分科会委員長報告に対しての質疑の後、さらに市長に対し質疑があり、新児童福祉施設について、第1点として、所管委員会などの議会への説明の状況と、こ

の定例会での説明となったその内容について。

第2点として、この事業を進めるに当たり、設計内容の精査など必要となる事務体制について。

第3点として、このような事業費となったことにより、事業を再考または中止する考えについて。

第4点として、この事業に係る議会全員協議会などの今後の協議について質疑がありましたことを御報告申し上げます。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第65号及び議案第66号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。12番太田穰委員長

【決算特別委員長 太田穰 登壇】

○決算特別委員長（太田穰） 決算特別委員会に付託されました議案第57号令和3年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第58号から議案第61号までの令和3年度男鹿市各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、去る12日に開会し、正副委員長互選ののち、会計管理者から一般会計及び各特別会計に係る補足説明とともに、監査委員から決算審査における総括意見を受け、審査を行いました。

この際、その決算の概要については省略させていただき、質疑されました主な点について御報告申し上げます。

初めに、議案第57号令和3年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

第1点として、今後の財政運営について。

一つとして、令和3年度決算に係る財政指標からも、行財政改革の効果などにより、良い状況になってきていると認識できるが、まだまだ厳しい状況であり、さらに今後、国の財政もコロナ対応などによる借金によって一段落すればより厳しくなると予想され、自主財源が乏しい自治体は国の影響が大きく、本市においても大きく影響を受けると予想されることから、このような状況の財政認識及び財政規律維持の考え

方について。

二つとして、本市の将来の状況は、人口減少の中、一方では行政需要がどんどん増えてくるものと思われ、それぞれ生きがいを感じ、安心して生活を送れる「男鹿市のまちづくり」をするために、財政面から行政サービスの在り方に大きな変更・修正が求められてくることの基本認識及びその運営について。

第2点として、デジタル社会の推進に係る令和3年度に行った本市の取組について、また、デジタル化に係る人材の確保育成等の実施したもの及びリモートワークの活用状況について。

第3点として、「なまはげの里」応援寄附金の令和3年度決算額が前年度と比較し1億以上の減額となった要因について、また、寄附者の方の返礼品などに係る志向の変化の動向について。

第4点として、「魅力ある寒風山ビジョン作成業務」の策定内容、事業活動の展開及び作成効果の状況について。

第5点として、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の日本型直接支払交付金事業は、現在、実情としてなかなか進まない状況であるが、放置しておかず、改善していくための対応について。

第6点として、西海岸の観光旅客船活用事業は、補助金等を活用し運行してきたが、その運行状況と今後の運行継続について。

第7点として、民生費の扶助費不用額が多額となっている要因の中の住民税非課税世帯等臨時特別給付金の申請状況による影響と、この内容を分析し行うべき改善点について。

第8点として、基本的な感染予防である手洗いと手指消毒徹底のため、市役所をはじめとした市管理公共施設のトイレ手洗い自動水洗化の実施について。

第9点として、新型コロナウイルス感染症の症状が出ている方の相談の連絡先及び窓口についての情報提供の現状と、市として市民の方が分かりやすい対応のマニュアル化と市民への周知についてなどの質疑があり、当局からそれぞれ答弁がありました。

次に、議案第58号から議案第61号までの令和3年度男鹿市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

第1点として、介護保険特別会計決算の多額の黒字額に鑑みて、保険料の引下げの

検討について、また、利用料を少しでも引き下げる努力の必要性について。

第2点として、検診率を高める取組と、また、男鹿市内で起きた検診車が会場への到着が遅れた事例の原因究明と今後の対処について。

第3点として、国民健康保険税の子どもに係る被保険者均等割額の軽減を、現在の未就学児までの2分の1軽減を、18歳まで全額に拡充した場合の本市において積算される額と実施の考えについてなどの質疑に対して、当局からそれぞれ答弁がありました。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第57号令和3年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定及び議案第58号から議案第61号までの令和3年度男鹿市各特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（小松穂積） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより、議案第57号から第66号までを一括して採決いたします。本10件に対する各委員長の報告は可決及び認定であります。本10件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号から第66号までは原案のとおり可決及び認定されました。

次に、請願第1号及び第4号を一括して採決いたします。本2件に対する委員長の報告は採択であります。本2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号及び第4号は、原案のとおり採択されました。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第67号及び第68号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第3 議案第67号及び第68号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第3、議案第67号及び第68号の人権擁護委員の推薦についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました議案第67号及び議案第68号の人権擁護委員の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第67号は、本市人権擁護委員の三浦久美子氏が、本年12月31日をもって任期満了となることから、その後任として、菅原寿氏を推薦したいというものであります。

議案第68号は、同じく人権擁護委員の田沼恵子氏が、本年12月31日をもって任期満了となることから、その後任として、鈴木由紀子氏を推薦したいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への

付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第67号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。菅原寿氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第68号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。鈴木由紀子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。御配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議員派遣の件

○議長(小松穂積) 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により、御配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、御配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに決しました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて9月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時49分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 小 松 穂 積

議 員 船 木 正 博

議 員 佐 藤 誠